

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第50号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号、第15条第1号及び第2号並びに第17条第1号及び第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。